

旭川市景観賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市景観条例第22条の規定による表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(賞の名称)

第2条 この要綱による表彰の名称は、旭川市景観賞とする。

(賞の目的)

第3条 旭川市景観賞は、優れた景観づくりに向けた取り組みを表彰し広く周知することにより、市民や事業者の景観づくりに対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観づくりに著しく寄与していると認められる建築物等その他のもの
- (2) 景観づくりに著しく寄与していると認められる行為

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が次の各号に掲げる者に対して行う。

- (1) 表彰の対象が前条第1号の場合 建築物等の所有者、設計者、施工者等
- (2) 表彰の対象が前条第2号の場合 当該行為を行った者

(表彰の実施)

第6条 表彰は、市長が適当と認めるときに実施する。

(選考及び決定)

第7条 表彰は、市民等からの推薦又は応募があったものの中から、旭川市景観審議会が審査選考し、市長が決定する。

(庶務)

第8条 この要綱に関する事務は、旭川市都市建築部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。